

平安初期に於ける北関東常陸の佛教

坪井映後

往古北関東常陸は東海道の終点であつて、金玉寺中抄律令部第二⁽¹⁾には、遠流の地とされ、平安時代に数多くの人が遠流の刑に處せられた処である。この地方に於ける仏教の伝来は同國根本寺縁起⁽²⁾によると往古天皇の御世高麗僧慧養がこの地に来つたことを録しているが、これは史実として疑はしく、この地に来りて仏教の弘通につとめた著名な人としては先づ法相宗徳一が挙げられる。

徳一は得溢とも書かれ伝⁽³⁾によると、興福寺修圓僧都について法相を學し、嘗つて法華新疏を作り伝教の説を難破したのである。彼の法華新疏の説が如何なるものであつたかは明らかでないが、その後「朝議」に忤つたため東土に謫遷として流罪になつたごとく記してゐるが、元享紀書第三、東國高僧伝第六等には、「常州折波山寺を開き円薦益茂る」と記して死流について何等記述する所を見ないのである。徳一が本朝高僧伝に記述する如く、はたして常陸へ遠流されたかは疑問の存する所で、配流のことと記するのはこの本朝高僧伝のみで、それ以外の諸伝には見ることが出来ず、加之本法大師源伝卷上にあら空海の徳一に宛たる書状には徳一を

以て「菩薩」と呼び、「鎌を振つて東征し、始めて法幢を建て衆生に耳目を示すし人と尊崇し、絶範の業記せる大師行状記⁽⁵⁾には、「彼國自有聖人号名徳一菩薩」と記していふ所より考るに、彼は流罪になつたのではなくして、彼の鎧真の高弟道忠が上野下野に法雷を振いし所く、南都にて彼の意見がいれられなかつたため東國の地に下向して、教化の網を布いたのであらう。

彼の下向の年代については諸傳にその記述を見ひいのであるが、前部高僧傳には「天長元年七月廿七日自惠日寺下着常陸國年七十六」とありて、会津惠日寺より淳和天皇天長元年(AD八二四)に常陸元素に称であつて、時に年七十六の老齢であつたと言。弘法大師御伝巻上に載す「送徳一菩薩一通」⁽⁶⁾の書状には、「陸州總一菩薩法前謹坐」とあり、大師行状記陸奥國惠日寺條には、「號名徳一菩薩大師此菩薩付囁此寺へ惠日寺大師帰洛」とありて、彼は陸奥會津に相当永く居つた様であり、会津風土記⁽⁷⁾、新編会津風土記によると弘法大師空海は大同二年(AD八〇七)この地に来り、惠日寺に住すること三年、弘仁元年(AD八一〇)徳一(得溢)にこの寺を附属して皈依する。さればこの記事より考るに徳一は天長元年常陸へ來る以前十数年間会津の地にありて教化に從事していた様である。而して傳には惠日寺にて終ると云うからして、彼は相い隣する会津常陸の間を往復して教法の宣揚につとめたとすべきであらう。尚前橋風土記⁽⁸⁾には群馬郡佐鳥村西光寺は弘仁年中(ハ一〇一ハニ)徳一の建立する所と言ひ、「寺中設齋春日神社為鎮守祭礼因南都興福寺々例矣」とあり、彼は大同、弘仁天長年廟に渡りて会幣兩國に渡りて活躍したことが伺われる。然し彼が常陸にて活動した中心は筑波山であつて、地名大辭典(三五八九)筑波中禪寺の項に「木曾路四会の文を引いて、」筑波山は祖

武帝の時、徳溢大士の登山して伊弉諾伊弉冉ニ柱の神を勧請し、……鎮座せしめたまう、即ち神田三千町喜捨あり、それより以来の靈場とすしと言ひ、筑波名跡志には、「半徳の仏廟僧房付延喜年中徳溢上人の廟基、其後大同年間空海大师結廟して密教弘通の道場となし給う」と言ひ。高僧傳等の伝傳には筑波山に於ける彼の興法について、その文簡略にして「筑波山寺を南き内葉茂る」とのみ記して、具体的な彼の活動は記述していなか、地名入辞典に明す所より考へるに、神社信仰と並び仏の教法の宣揚につとめた様である。彼の教化がいかに大なる足跡を残したかは、同詩典の筑波神社の頃を見るに、「延喜式に筑波神社ニ座とあるは即ち双峰各別の祠のあるにあたれば、半腰なり神宇は元中禪寺の廟基徳一法師の祭れるものなり」べしと記する如く、後人が神宇を立て、徳一を祭る程の大きな感化をこの東土の偏地に残したものである。

更に会津の鳴日寺は彼の終焉の地であるが、新編会津風土記には、「徳一当寺に住せしより以來相続して寺門繁榮し、子院も三千八百坊に及ぶ」⁽⁸⁾と言ひ。子院三千八百坊と云うは少し誇張した表現であるが、この地に於ても大なる足跡を残した様であつて、彼の慈覚大师の資本悪が承和十一年（八四四）羽州講師として東國に赴きし時「管内皆學唯識不知天台」⁽⁹⁾と記して、當時法相を学する人の多かつたことを述べてゐるが、これは徳一の遊化の而らしむる所と考えられる。

徳一の常陸に於ける教化が春日神社の奉斎諾冉ニ尊ニ奉記をともなつた如く、これに廻連して考へられるここは、鹿島神宮寺の建立である。鹿島神宮寺は三代實錄によると孝謙天皇天平勝宝元年（八四九）僧講無と神官宮司鹿島大連大宗、大領中連連子徳とが議して建立した

ものと言う。この建立の理由について續聚三代格に、「當時諸名族皆有氏神祠以祀其祖及佛法之盛」又建堂奉仏謂之氏寺以宗人為俗別當檢領寺務」とありて、氏族の祀る氏神に対するとして建立されたものがこの神宮寺である。同記には「自是神宮寺漸遍於天下」と記し、満願はまた諸國を廻國し、猪根、桑名、伊勢等に神宮寺を建立した力である。日本紀には神宮寺の最初はこの鹿島神宮寺であると述べている。この鹿島神宮寺のゐる常陸の地は古くから開けていた地方であるが、氏神を祀る神宮に対して氏寺神宮寺を建立したことか、氏族の勢力の齋川東土の地に仏教の弘通に大きな一石を投じたものと云えよう。この神宮寺は仁明天皇承和四年（八三七）定額寺となり、清和天皇貞觀十七年（ハセイ）には伽藍修復のため寺領を賜つてゐる。

更に平安初期この地方で活躍した人として最仙がある。最仙は常州の講師となり、戒行並び勝れた人で、寺院堂宇を修掃し、又道路を修理し橋を架け、疾餓の人を助け、時人より悲増大士と尊仰されたのである。本朝高僧伝六四によると、延暦元年西蓮寺を行方郡に建つと言う。西蓮寺は現在常陸高野と云われる、地方の名刹で、西蓮寺の過去帳によると彼は弘仁十年七月二十四日（ハ一九）寂したことになつてゐる。從つて徳一とは同時代の人であることを知る。かくの如く法相宗徳一、満願、最仙等によりて平安初期この地には仏教盛えたが、その後兵乱等のため次第に衰え、鎌倉時代になると専名僧人跡を見ないものである。

- (1) 金玉掌中抄律令部第二（群類七九六）に近流付越前、安藝、中流付信濃、伊豫、遠流付近濃、濃波、伊豆、安房、土佐、常陸とす。
- (2) 地名大辞典、（三六五三頁）
- (3) 本朝高僧伝五、（仏全一〇九）、東國高僧伝六、（仏全七四）、元享狀書二（仏全八三）、南部高僧伝（仏全五一九）
- (4) 繼群書類從八下、（五三七頁）
- (5) 繼群書類從八下、（五一四頁）
- (6) 石爭類苑宗教四、（七八四五頁）
- (7) 繼々群書類從八、（八七九頁）
- (8) 地名大辞典、（三七七八頁）による。大同年中德一日釋師如来を八重巻に安置し、古誠那栗王寺左角くと言う。
- (9) 元享狀書二、安愚伝（仏全一六四頁）
- (10) 元享狀書一四、（仏全三〇〇）、東國高僧伝二（仏全二二）